一　保安林の所在場所　福岡県飯塚市内野字金山三四二四の二、三四二四の三、字丸尾三四四八（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十九年九月十三日　農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　福岡県八女市星野村字二田の本一五三八九の二、字平迫一五六七〇の一、字イラノ迫一五六八六、字赤崩一五七一七
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字二田の本一五三八九の二・字平迫一五六七〇の一・字イラノ迫一五六八六・字赤崩一五七一七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十九年九月十三日　農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道苫前郡苫前町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び苫前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十九年九月十三日　農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岩手県岩手郡岩手町大字川口第三二地割三六の一〇、三六の三五、三六の三六、三六の四〇
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び岩手町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十九年九月十三日　農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岩手県盛岡市新庄字中津川三三の一、三三の三
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十九年九月十三日　農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岩手県一関市赤荻字外山二八二の一（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十九年九月十三日　農林水産大臣　**齋藤　健**

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和六十三年七月二十九日農林水産省告示第千八十三号（二に係るものに限る。）
(二)　変更に係る指定施業要件
1　立木の伐採の方法　変更しない。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
間伐に係る森林は、次のとおりとする。
所　山口県山口市阿知須字大平西山一　一四六八の一、字堀田一九四五の一、一九四五の一〇、一九四五の一五、一九四五の一六、字砂田山二〇五三、二〇五四の一、二〇五四の三、字立山二〇五五、二〇五八、字打石二〇六四、二〇六七、字高尾南平二一一七、二一一八、二一二〇の一、二一二一の一、字高尾東平二一二三、二一二四、二一二八、二一三四、字船ケ迫二一四九、二一五〇の一、二一五三、岩国市美川町四馬神字網掛一五四三、一五四七、一五六二の一、一一八九二の一、一二〇七九、一二〇八二、一二〇八三の二、一二〇八六、一二〇八九、美川町南桑字榎畠二六二七、二六二九、二六三〇、二六三一の一、二六三二（次の図に示す部分に限る。）、一三五九一、一三五九二、一三五九四から一三五九六まで、美和町阿賀字馬地ケ迫一七八一、一七八二、一七八四、一七八八、一七九九から一八〇一まで、一八〇三の一、一八〇四、一〇〇四三、一〇〇五〇の一から一〇〇五〇の三まで、字陰迫一〇〇三の一、一〇〇五、一〇〇六、美和町北中山字下垣内一二五二四の一、一二五二五、一二五二八、一二五二九、周南市大字大潮字杉迫一八二の二、一八三の二、一〇一一、一〇一二、字上ノ原一三一七、字道祖原一三一九の二、一三一九の三〇、大字鹿野上字高畑一三二三、一三二四、一三三三の一、一三三四から一三三七まで、四〇八一から四〇八八まで、大字金峰字黒鹿一八四九、字大谷一八五〇、一八五一
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字下垣内一二五二五・一二五二八・一二五二九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。